

地域に密着した団体を支援します 庄原市コミュニティ推進事業

自治振興課自治振興係 ☎ 0824-73-1209

市は、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を目的に、財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業を利用し、自治振興区などのコミュニティ組織が地域づくりのために実施する事業に対して助成を行っています。

申請は、毎年、前年度の10月ごろに受け付け、財団法人自治総合センターの助成事業の決定を受けて、その翌年度実施します。10万円単位での補助金になりますので、限度額以内であれば10万円未満の財源負担で事業が可能です。

この事業を活用しようとする団体は、事前に申請準備をお願いします。

なお、申請した事業に対する助成事業の採択は、財団法人自治総合センターが決定します。申請すれば必ず採択されるものではありませんので、ご了承ください。

助成対象団体と 助成事業の種類

コミュニティ組織とは、市がコミュニティ活動を行っていると認める自治会、小集落、自治振興区、自主防災組織などの「地域に密着した団体」とします。特定の課題や目的のために設立された団体は対象外です。



事業の種類・助成額	事業内容	申請先
一般コミュニティ助成事業 【100万円以上250万円以内】	コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に要する経費。ただし、建築物、消耗品は対象外。（整備例）除雪機、太鼓、組立式ステージ、いす、テーブル、視聴覚機器、スポーツ用具、コミュニティ公園・広場整備 など	自治振興課 または 各支所自治振興係
コミュニティセンター助成事業 【総事業費の5分の3以内。 1,500万円を上限】	建設本体工事費、付帯設備（電気・空調・衛生など）工事費および同一年度に工事費と一体となった設計管理委託費。	自治振興課 または 各支所自治振興係
地域防災組織育成助成事業 【30万円以上250万円以内】	自主防災組織、婦人消防クラブ、幼年消防クラブなどが行う地域の防災活動に必要な設備または資器材の経費。	危機管理課 または 各支所自治振興係
青少年健全育成助成事業 【30万円以上100万円以内】	主として、小・中学生が参加するスポーツ・レクリエーション活動、文化、学習活動、その他コミュニティ活動のイベントなどに要する経費。ただし、自治総合センターが実施している野球・バレーボール・サッカーは対象外。	女性児童課 または 各支所保健福祉係 （東城支所は福祉係）
問い合わせ 自治振興課自治振興係（☎ 0824-73-1209）または各支所担当室へ		